

会員向けサービス「@George mobile WiMAX」特約

第1章 総則

第1条 (@George mobile WiMAX の提供)

1. 株式会社インボイス（以下「当社」といいます）は、UQ コミュニケーションズ株式会社（以下「UQ」といいます）の提供する卸電気通信サービスを利用して、この@George mobile WiMAX 特約（以下「本特約」といいます）に基づき、「@George mobile WiMAX」（以下「本サービス」といいます）を提供します。
2. 本サービスは、当社が別途定める「@George 会員規約（約款）」（以下「会員規約」といいます）第3条第3号および第21条第1項第2号に規定する会員向けサービスのうち、UQを提携事業者とする提携事業者サービスであり、本特約に定めるものを除き、会員規約の規定が適用されます。本特約と会員規約の規定とが抵触する場合、本サービスの提供に関する限り本特約が優先して適用されます。
3. 会員規約および本特約に規定のない事項については、下記 Web サイトに掲載されている「UQ 通信サービス契約約款」が適用されますが、本サービスの内容、範囲および利用料金については本特約が優先します。会員は「UQ 通信サービス契約約款」を遵守するものとします。

http://www.uqwimax.jp/signup/term/files/uqc_service.pdf

第2条 (用語の定義)

1. 会員規約において定義された用語の意味は、本特約においても同一の意味で使用します。
2. 本特約において、以下の用語の定義は以下の意味で使用します。
 - (1) 「本サービス契約」とは、当社から本サービスの提供を受けるための当社との契約をいいます。
 - (2) 「本サービス会員」とは、会員のうち本特約に同意したうえで、当社所定の方法により当社と本サービス契約を締結し、当社から本サービスを利用する資格を与えられた会員をいいます。
 - (3) 「電気通信設備」とは、電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備をいいます。
 - (4) 「電気通信サービス」とは、電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することをいいます。
 - (5) 「電気通信事業者」とは、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます）第9条の登録を受けた者または事業法第16条第1項の届け出を行った者をいいます。
 - (6) 「電気通信回線設備」とは、送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備ならびにこれらの付属設備をいいます。
 - (7) 「端末設備」とは、電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1つの部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます）または同一の建物内であるものをいいます。
 - (8) 「自営電気通信設備」とは、電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のものをいいます。
 - (9) 「無線機器」とは、アンテナ設備および無線送受信装置を有する端末設備または自営電気通信設備であって、本サービスにかかる契約に基づいて使用されるものをいいます。
 - (10) 「無線基地局設備」とは、無線機器との間で電波を送りまたは受けるための電気通信設備をいいます。

- (11) 「WiMAX 基地局設備」とは、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第49条の28に定める条件に適合する無線基地局設備をいいます。
- (12) 「WiMAX2+基地局設備」とは、無線設備規則第49条の29に定める条件に適合する無線基地局設備をいいます。
- (13) 「LTE 基地局設備」とは、無線設備規則第49条の6の9に定める条件に適合する無線基地局設備をいいます。
- (14) 「WiMAX 端末」とは、WiMAX 基地局設備と通信する機能を有する無線端末をいいます。
- (15) 「WiMAX2+端末」とは、WiMAX2+基地局設備と通信する機能を有する無線端末をいいます。
- (16) 「UQ 通信網」とは、主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備をいいます。
- (17) 「契約者回線」とは、無線基地局設備と本サービス会員が指定する無線機器との間に設定される電気通信回線をいいます。
- (18) 「WiMAX 回線」とは、WiMAX 基地局設備との間に設定される契約者回線をいいます。
- (19) 「WiMAX2+回線」とは、WiMAX2+基地局設備と無線機器との間に設定される契約者回線をいいます。
- (20) 「LTE 回線」とは、LTE 基地局設備と無線機器との間に設定される契約者回線をいいます。
- (21) 「利用開始月」とは、本サービス契約に基づき当社が WiMAX 回線の提供にかかる UQ 通信網の設備を完了した日が属する月をいいます。
- (22) 「MAC アドレス」とは、WiMAX 端末ごとに定められている固有の番号をいいます。
- (23) 「認証情報」とは、本サービスの提供に際して本サービス会員を識別するための情報であって、WiMAX 端末の認証に使用するものをいいます。
- (24) 「UIM カード」とは、電話番号その他の情報を記憶して WiMAX2+端末に装着して使用する IC カードであって、本サービス提供のために UQ が本サービス会員に貸与するものをいいます。
- (25) 「料金月」とは、1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。
- (26) 「本サービス利用料金等」とは、本サービスにかかわる料金その他の債務およびこれにかかる消費税等相当額をいいます。
- (27) 「セッション」とは、UQ または UQ 提携事業者の電気通信設備において無線機器にかかる IP アドレスの割り当てを維持している状態をいいます。
- (28) 「UQ 提携事業者」とは、KDDI 株式会社もしくは沖縄セルラー電話株式会社、またはその両者をいいます。
- (29) 「WiMAX サービス」とは、UQ の WiMAX 基地局設備を用いて当社または他の電気通信事業者が提供する電気通信サービスをいいます。
- (30) 「WiMAX 通信」とは、WiMAX 回線により行われる通信をいいます。
- (31) 「WiMAX2+通信」とは、WiMAX2+回線により行われる通信をいいます。
- (32) 「LTE 通信」とは、LTE 回線により行われる通信をいいます。
- (33) 「ノーリミットモード」とは、利用可能な通信を WiMAX 通信のみに制限する WiMAX2+端末の機能であって、当社が指定する仕様に準拠したものをいいます。
- (34) 「ハイスピードモード」とは、利用可能な通信を WiMAX 通信および WiMAX2+通信のみに制限する WiMAX2+端末の機能であって、当社が指定する仕様に準拠したものをいいます。
- (35) 「ハイスピードプラスエリアモード」とは、利用可能な通信を WiMAX2+通信お

よびLTE通信のみに制限するWiMAX2+端末の機能であって、当社が指定する仕様に準拠したものをいいます。

第2章 本サービス

第3条 (本サービスの内容)

本サービスは、UQの電気通信設備および通信網を利用して当社が提供する電気通信サービスであって、当社またはUQが無線基地局設備と本サービス会員が指定する無線機器との間に電気通信回線を設定して提供するものです。

第4条 (本サービスの種類)

1. 本サービスには、以下の種類があります。本サービス会員には、第6条に規定する申込みの際に以下のいずれかを選択していただきます。
 - (1) シングルサービス
当社が無線基地局設備と本サービス会員が指定するWiMAX 端末（その無線局の免許人が当社であるものに限り）との間に電気通信回線を設定して提供するサービス
 - (2) WiMAX2+サービス
当社が無線基地局設備と本サービス会員が指定するWiMAX2+端末（その無線局の免許人が当社、UQまたはUQ提携事業者であるものに限り）との間に電気通信回線を設定して提供するサービス
2. 前項のほか、本サービス会員が希望した場合、有料にて当社が別途定める「ジョージWeb メール特約」に基づくメールサービスを利用することができます。

第3章 契約

第5条 (契約の単位)

1. 当社は、本サービス契約にかかる1つの申込みに対して、1つの本サービス契約を締結します。この場合、本サービス会員は、1つの契約につき1人に限ります。
2. 1つの本サービス契約において本サービス会員が本サービスを利用するために使用することのできるUIMカード、無線機器の数はそれぞれ1つまでとします。

第6条 (申込手続)

1. 本サービスの申込みを希望する会員には、会員規約および本特約に同意のうえ、会員規約第2章第2節に従い当社へ申込みをしていただきます。
2. 当社は、当社またはUQの業務上の都合により、前項の申込みの承諾を延期することがあります。
3. 第1項の申込みをした会員の年齢が満13歳未満であるとき（満12歳に達した日の翌日以降の最初の4月1日が到来しているときを除きます）は、本サービスの申込みをすることができません。
4. 当社が第1項の申込みを承諾した場合といえども、UQが第1項の申込みを承諾しなかった場合、本サービス契約は成立しません。

第7条 (解約手続)

本サービスの利用終了を希望する会員には、解約を希望する月の20日までに、当社の下記Webサイト上の解約フォームに必要事項を入力の上、データを送信していただきます。解約の手続きが、21日以降となった場合は、データ送信があった日が属する

月の翌月末日での解約となります。

<https://www.george24.com/support/contact/termination.php>

第8条（初期契約解除制度）

1. 初期契約解除制度は、個人名義にて申込みの場合のみ適用となります。
2. 初期契約解除を希望する本サービス会員は、当社から送付される@George mobile WiMAX 登録情報通知書を受領した日または本サービスが利用可能となった日から起算して8日を経過するまでの間に、必要事項を記載した書面を郵送していただきます。
3. 初期契約解除を行った本サービス会員には、以下の費用を負担していただきます。
 - (1) 契約事務手数料
 - (2) 月額基本料（契約解除までの日割計算）
 - (3) 前項の書面郵送にかかる費用
4. 契約時に当社から購入した端末は契約解除後速やかに当社指定の場所へ返却していただきます。
なお、返却にかかる送料は、本サービス会員に負担していただきます。
5. 初期契約解除により本サービスを解除した場合、本サービスと同時に契約した端末売買契約についても同時に解除となります。詳細は、別紙「端末返還特約」に規定のとおりです。

第9条（定期利用契約）

1. 本サービス契約は定期利用契約となります。定期利用契約とは、次項および第3項に定める期間、本サービス会員が本サービスを継続的に利用することを契約条件とするものです。
2. シングルサービスにおける定期利用契約の期間は、利用開始月を起算月とし、24ヶ月間の期間が満了する月の末日までとします。それ以降は、12ヶ月を定期利用契約の期間として自動的に更新されます。
3. WiMAX2+サービスにおける定期利用契約の期間は、利用開始月を起算月とし、25ヶ月間の期間が満了する月の末日までとします。それ以降は、24ヶ月を定期利用契約の期間として自動的に更新されます。

第10条（定期利用契約満了時での同時解約）

1. 本サービス会員が、前条第2項および第3項の定期利用契約の期間満了と同時に契約を終了させるときには、第7条に規定する解約手続に従い、期間満了月の翌月20日までに解約の手続きを行っていただきます。手続きが21日以降となった場合は、解約手続を行った日が属する月の翌月末日での解約となり、第17条に規定する契約解除料をお支払いいただきます。
2. 前項の規定は、第2項後段および第3項後段の規定に基づき更新された定期利用契約の期間満了の都度、同様に適用されます。

第11条（本サービスの中止）

当社は、会員規約第18条第1項各号のほか、以下の事由が発生した場合には、何らの責任も負うことなく、本サービスの全部または一部を中止することがあります。

- (1) UQが本サービスの提供に必要となるサービスの提供を中止した場合
- (2) 本サービス会員が、本サービスの提供に使用される設備に過大な負荷を与える行為その他この設備の運用に支障を与える行為を自ら行い、または第三者に行わせた場合

第12条（地位の承継）

1. 本サービス会員を被相続人とする相続による地位の承継があった場合で、相続人が引き続き本サービスの利用を希望するときは、相続を証明する書類を添えて、速やかに当社に届け出ていただきます。
2. 前項の場合に、相続人が2人以上いるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
3. 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。
4. 第1項の届出がない場合、当社は本サービス契約を解約することがあります。

第13条（会員資格喪失による利用料金の変更）

会員は、理由のいかんを問わず会員規約による会員資格を喪失した場合、本サービス利用料金等の額が UQ の定める額へ自動的に変更になることについて、あらかじめ同意するものとします。

第14条（シングルサービスの廃止）

1. 当社は、2020年3月31日をもってシングルサービスを廃止するものとし、本サービス会員は、これを異議なく承諾するものとします。この場合、その定期利用契約は、シングルサービスの廃止と同時に終了するものとします。
2. 当社は、シングルサービスの廃止に伴って本サービス会員が被ったいかなる損害についても一切の責任を負わないものとします。

第4章 本サービス利用料金等

第15条（本サービス利用料金等の内容）

1. 本サービス会員にお支払いいただく本サービス利用料金等は、会員規約第24条第1項各号のほか、本サービス会員の利用状況に応じ以下の全部または一部とします。なお、具体的な額は別紙「料金表」のとおりとします。
 - (1) 基本使用料
 - (2) 契約解除料
 - (3) 契約事務手数料
 - (4) LTE オプション料
 - (5) グローバル IP アドレスオプション利用料
 - (6) 再申込料
 - (7) メールアカウント追加料
 - (8) 工事費
 - (9) WiMAX 端末および WiMAX2+端末等の無線端末代金
 - (10) 前各号のほか、特別の定めにより当社が定めた料金
2. 当社は、前項各号の料金について日割り計算はしません。
3. 当社は、本サービス利用料金等の計算において1円未満の端数が生じた場合は、別段の定めがあるときを除き、その端数を切り捨てます。

第16条（基本使用料）

1. 本サービス会員は、本サービス契約にかかる利用開始月の翌月初日から起算して第7条の規定に従った月の末日までの期間について基本使用料を支払うものとします。
2. 本サービス会員は、会員規約第18条第1項各号および本特約第11条に規定する中止または会員規約第19条に規定する停止により利用できなかった場合、その期間中の基本使用料を支払うものとします。
3. 本サービス会員の責に起因しない事由により本サービスが全く利用できない状態が生

じた場合で、当社がその状態を認知した時点から起算して1日の営業時間のすべてにおいてその状態が連続したときに限り、当社は、その状態を認知した時点以後の全く利用できない状態が連続した時間（1日の倍数である部分に限ります）について日割りにて算出した基本使用料相当額を免除します。

第17条（契約解除料）

本サービス会員は、第10条に規定にする定期利用契約の期間満了と同時での契約終了以外の時点で解約手続を行った場合、または本サービス会員が会員規約第13条第1項各号に該当したため当社が解除した場合（ただし、期間満了月の翌月20日までに解約手続が完了している場合は除く）、料金表に定める契約解除料を支払わなければなりません。

第18条（契約事務手数料）

1. 本サービス会員は、本サービスの申込みをし、当社からその承諾を受け本サービス会員契約が成立したことによる契約事務手数料を支払うものとします。
2. 本サービス契約成立前に申込みが撤回された場合、当社は契約事務手数料を免除します。

第19条（LTE オプション料）

WiMAX2+サービスを選択した本サービス会員は、ハイスピードプラスエリアモードによる通信が行われた料金月について、LTE オプション料を支払うものとします。

第20条（グローバル IP アドレスオプション利用料）

本サービス会員は、グローバル IP アドレスオプションが適用された料金月について、グローバル IP アドレスオプション利用料を支払うものとします。本サービス会員はUQが別に定める接続先（特定APNといいます）を介して通信を行うことにより本機能を利用することができます。

第21条（工事費）

1. 工事を要する請求をし、当社からその承諾を受けた本サービス会員は、工事費として別途算出額を支払うものとします。
2. 工事着手前に請求が撤回された場合、当社は工事費を免除します。
3. 工事着手後に請求が撤回された場合、その工事が完了前であったときであっても、着手した部分に関する工事費をお支払いいただきます。

第5章 無線機器

第1節 UIMカード

第22条（UIMカードの貸与）

1. UQは、WiMAX2+サービスの提供に際して、本サービス会員に対しUIMカードを貸与します。
2. UQは、当社またはUQの技術上または業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、貸与するUIMカードを変更することがあります。

第23条（情報の登録）

UQは、貸与したUIMカードに電話番号その他の情報の登録等を行います。

第24条（情報の消去および破棄）

本サービス会員は、UQから貸与を受けているUIMカードを利用しなくなった場合に

は、UQ または当社の指示に従い、その UIM カードを破棄するものとします。ただし、UQ または当社から特段の指示があったときは、UQ または当社へその UIM カードを返却していただきます。

第 25 条 (UIM カードの管理責任)

1. 本サービス会員は、UIM カードについて、善良な管理者の注意をもって管理するものとします。
2. 本サービス会員は、UIM カードの盗難、紛失または毀損した場合は、速やかに UQ または当社に届け出るものとします。
3. 本サービス会員には、本サービス会員以外の者が UIM カードを利用した場合であっても、UQ および当社がその UIM カードの貸与を受けている本サービス会員が利用したものとみなして取り扱うことについて、あらかじめ同意するものとします。
4. 当社は、本サービス会員が UIM カードの盗難、紛失または毀損したことにより生じた損害等について、何らの責任も負わないものとします。

第 26 条 (UIM カードの暗証番号)

1. 本サービス会員は、別途定める方法により、UIM カードに UIM カード暗証番号（その UIM カードを利用する者を識別するための数字の組合せをいいます）を登録することができます。
2. 本サービス会員は、UIM カード暗証番号について、善良な管理者の注意をもって管理するものとします。

第 2 節 WiMAX 機器

第 27 条 (WiMAX 端末登録)

1. 本サービス会員は、その WiMAX 回線に WiMAX 端末（当社に付与された無線局の免許により運用することができるものおよび本サービスの WiMAX 回線に接続することができるものに限り）を接続しようとするときは、当社所定の方法により、その MAC アドレスの登録（以下「WiMAX 端末登録」といいます）の請求をするものとします。
2. 当社は、以下の事由に該当する WiMAX 端末について、前項の請求を拒むことができるものとします。
 - (1) その接続が別記に規定する技術基準および技術的条件（以下「技術基準等」といいます）に適合しないもの
 - (2) その接続が事業法施行規則第 31 条で定める場合に該当するもの
 - (3) その接続により UQ の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたもの
3. 前項の規定によるほか、本サービス会員は、以下のいずれかに該当するときは、その WiMAX 端末の登録を行うことができません。
 - (1) 1 つの本サービス契約に対し WiMAX 端末登録数が同時に 2 つ以上となるとき
 - (2) その MAC アドレスが別の WiMAX に関するサービスにかかる契約に基づき登録されているものであるとき（その登録を第三者が行っているときを含みます）

第 28 条 (WiMAX 端末登録の廃止)

当社または UQ は、以下のいずれかに該当するときは、その WiMAX 端末登録を廃止します。

- (1) 本サービス契約が終了したとき
- (2) 本サービス会員から廃止の請求があったとき
- (3) 前各号のほか、当社または UQ が必要と判断したとき

第29条 (WiMAX 端末への認証情報の書込み)

当社は、WiMAX 端末登録を行う場合その他当社または UQ が必要と判断した場合であって、その WiMAX 端末に WiMAX 基地局設備から発射された電波により認証情報を受信して記憶できる機能が実装されているときは、その WiMAX 端末への認証情報の書込みを行うものとします。ただし、その WiMAX 端末が WiMAX 基地局設備からの電波を受信することができない区域に在圏している場合その他当社または UQ の業務上または技術上の都合等により認証情報の書込みを行うことができない場合は、この限りではありません。

第30条 (WiMAX2+端末登録等)

1. 本サービス会員は、WiMAX2+サービスにかかる契約者回線に WiMAX2+端末（当社、UQ および UQ 提携事業者に付与された無線局の免許により運用することができるものならびに WiMAX2+サービスにかかる契約者回線に接続することができるものに限ります）を接続しようとするときは、当社所定の方法によりその接続の請求をするものとします。
2. 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除きその請求を承諾します。
 - (1) その接続が技術基準等に適合しないとき
 - (2) その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき
3. 当社または UQ は、前項の請求の承諾にあたっては、以下の場合を除きその接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
 - (1) 事業法第53条第1項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器を接続するとき
 - (2) 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき
4. 本サービス会員が、WiMAX2+端末を変更した場合についても、前3項の規定に準じて取り扱います。
5. 本サービス会員には、その契約者回線への WiMAX2+端末の接続を取りやめたときは、その旨を速やかに当社に届け出ていただきます。

第3節 無線機器の検査等

第31条 (無線機器に異常がある場合等の検査)

1. 当社または UQ は、契約者回線に接続されている無線機器に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、本サービス会員に、その無線機器の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、本サービス会員には、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
2. 本サービス会員には、前項の検査の結果、無線機器が技術基準等に適合していると認められないときは、その無線機器の契約者回線への接続を取り止めていただきます。

第32条 (無線機器の電波発射の停止命令があった場合の取り扱い)

本サービス会員は、契約者回線に接続されている無線機器について、電波法（昭和25年法律第131号）の規定に基づき、当社、UQ または UQ 提携事業者が総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その無線機器の使用を停止して、無線設備規則に適合するよう修理等を行うものとします。

第33条 (無線機器の電波法に基づく検査)

本サービス会員は、第31条に規定する検査のほか、無線機器の電波法に基づく検査を受ける場合の取り扱いについては、当社、UQまたはUQ提携事業者の指示に従うものとします。

第6章 通信

第34条（通信の条件）

1. 当社は、本サービスを利用できる区域について、当社またはUQの指定するホームページに掲載するものとします。ただし、その区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。
2. 当社またはUQは、技術上その他のやむを得ない理由により、事前の通知なく無線基地局設備の移設または減設等を行うことがあります。この場合において、前項の区域内であっても通信を行うことができなくなる場合があります。
3. 本サービスにかかる通信は、当社またはUQが別途定める通信プロトコルに準拠するものとします。ただし、その通信プロトコルにかかる伝送速度を保証するものではありません。
4. 本サービスにかかる伝送速度は、通信状況または通信環境その他の要因により変動するものとします。
5. 電波状況等により、本サービスを利用して送受信された情報等が破損または滅失することがあります。この場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

第35条（通信利用の制限）

1. 当社またはUQは、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、以下に掲げる機関が使用している契約者回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り）以外のものによる通信の利用を中止する措置を執ることがあります。

【優先される機関】 気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、秩序の維持に直接関係がある機関、防衛に直接関係がある機関、海上の保安に直接関係がある機関、輸送の確保に直接関係がある機関、通信サービスの提供に直接関係がある機関、電力の供給の確保に直接関係がある機関、水道の供給の確保に直接関係がある機関ガスの供給の確保に直接関係がある機関、選挙管理機関、別記2の基準に該当する新聞社等の機関、預貯金業務を行う金融機関、国または地方公共団体の機関

2. 当社またはUQは、前項の規定による場合のほか、以下の通信利用の制限を行うことがあります。
 - (1) WiMAX 通信について、1つの無線機器において一定時間内に基準値を超える大量の符号が送受信されようとした場合に、その伝送速度を一時的に制限し、またはその超過した符号の全部もしくは一部を破棄すること
 - (2) WiMAX2+通信およびLTE 通信について、UQ または UQ 提携事業者の電気通信設備において取り扱う通信の総量に比し過大と認められる等、UQ または UQ 提携事業者の電気通信設備の容量を逼迫させた、もしくは逼迫させるおそれを生じさせた、または他の契約者回線に対する UQ または UQ 提携事業者の電気通信サービスの提供に支障を及ぼした、もしくは及ぼすおそれを生じさせた

UQまたはUQ提携事業者が認めた場合に、そのWiMAX2+回線およびLTE回線にかかる通信の帯域を制限すること

- (3) WiMAX2+通信およびLTE通信について、1料金月における総情報量（通信の相手方に到達しなかったものを含み、WiMAX2+通信とLTE通信の双方の情報量を合算したものとします）が7,516,192,768バイト（7ギガバイト）を超えたことをUQが確認した場合、その確認した日を含む料金月の末日までの間、そのWiMAX2+回線およびLTE回線にかかる通信の伝送速度を最高128Kbit/sに制限すること
 - (4) UQが別に定める一定時間以上継続してセッションを維持し当社の電気通信設備を占有する等、その通信が本サービスの提供に支障を及ぼすおそれがあるとUQが認めた場合に、その通信を切断すること
3. 当社またはUQは、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノアドレスリスト（同協会が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づき当社が提供を受けたインターネット上の接続先情報をいいます）において指定された接続先との間の通信を制限することがあります。
 4. 当社は、前各項の規定によるほか、当社、UQまたはUQ提携事業者が、窃盗、詐欺等の犯罪行為もしくはその他法令に違反する行為により取得されたと判断しまたは当社、UQもしくはUQ提携事業者に対する代金債務（立替払等にかかる債務を含みます）の履行が為されていないと判断したWiMAX2+機器が契約者回線に接続された場合、その契約者回線を用いた通信の利用を制限することがあります。
 5. WiMAX通信の提供終了
 - (1) 当社は、2020年3月31日をもってWiMAX通信の提供を終了するものとし、本サービス会員は、これを異議なく承諾するものとします。
 - (2) 当社は、WiMAX通信の提供終了に伴って本サービス会員が被ったいかなる損害についても一切の責任を負わないものとします。

第7章 保守

第36条（本サービス会員の維持責任）

1. 本サービス会員は、無線機器を技術基準等に適合するよう維持するものとします。
2. 前項の規定のほか、本サービス会員は無線機器を無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）に適合するよう維持するものとします。

第37条（本サービス会員の切分責任）

本サービス会員には、無線機器が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他UQの電気通信設備を利用することができなくなったときは、その無線機器に故障のないことを確認のうえ、当社に当社の電気通信設備の調査の請求をしていただきます。

第38条（修理または復旧）

当社は、UQの電気通信設備が故障または滅失した場合は、UQに対し速やかに修理または復旧するよう要求するものとします。ただし、24時間未満の修理または復旧を保証するものではありません。また、故障または滅失した電気通信設備が当社またはUQの管理下に属するものであると認められる場合、当社はその故障または滅失により本サービス会員に生じた損害に対し、何らの責任も負いません。

第8章 雑則

第39条（無保証）

当社は、本サービスについて、完全性、正確性、有用性、または正当性に関する保証、本サービス会員の利用目的に適合することの保証、および通信速度に関する保証を含め、何らの保証も行いません。

第40条（禁止事項）

本サービス会員は、本サービスを利用するにあたり、会員規約第33条に規定する禁止事項のほか、以下の各号に規定する行為をしてはなりません。

- (1) 無線機器を取りはずし、変更し、分解し、もしくは損壊し、またはその設備に線条その他の導体を連絡する行為
- (2) 故意に通信の伝送交換に妨害を与える行為
- (3) 当社が無線機器に登録した認証情報を改ざんする行為
- (4) 位置情報（無線機器の所在にかかる緯度および経度の情報をいいます）を取得することができる無線機器を契約者回線へ接続し、それを他人に所持させるとき、その所持者のプライバシーを侵害する行為

第41条（認定機器以外の無線機器の扱い）

本サービス会員は、認定機器（当社が別に定めるところにより当社の要求項目に適合していることを認定した無線機器をいいます）以外の無線機器を契約者回線へ接続して利用することができません。

第42条（検査等のためのWiMAX 端末の持込み）

本サービス会員は、次の場合にはその無線機器を当社が指定した期日に、持参・郵送など当社指定の方法により、当社が指定する場所へ持ち込んでいただきます。

- (1) 第27条（WiMAX 端末登録の請求）から第33条（無線機器の電波法に基づく検査）の規定に基づく無線機器の検査を受けるとき
- (2) その他当社が必要と認めるとき

附 則

第1条（実施期日）

本特約は、平成30年11月1日から実施します。

別表 料金表

本サービス利用料金

| 区分 | 金額 (税抜) | |
|---|--|---------|
| シングルサービス基本使用料 | 月額 3,696円 | |
| WiMAX2+サービス基本料金 | 月額 3,696円 | |
| WiMAX2+サービスギガ放題プラン基本料金 | 月額 4,380円 | |
| シングルサービス 契約解除料 | 利用開始月から24ヶ月目までの解約 | 10,000円 |
| | 利用開始月から25ヶ月目以降での解約 (契約期間更新月を除く) | 5,000円 |
| WiMAX2+サービス、 WiMAX2+サービスギガ放題 プラン契約解除料 | 利用開始月から13ヶ月目までの解約 | 25,000円 |
| | 利用開始月から14ヶ月目以降25ヶ月目までの解約 (契約期間更新月を除く) | 20,000円 |
| | 利用開始月から26ヶ月目以降での解約 (契約期間更新月を除く) | 10,000円 |
| 契約事務手数料 | 3,000円 | |
| LTEオプション料 | 月額 1,005円 ※ただし、ご利用のない月においては加算されません。 | |
| グローバルIPアドレスオプション利用料 | 月額 96円 ※ただし、ご利用のない月においては加算されません。 | |
| 再申込料 | 3,000円 | |
| 催告事務手数料 | 400円 | |
| メールアカウント追加料金 (※オプションサービス) | 1アカウント毎に月額 150円 | |
| 工事費 | 別に算定する実費 | |
| WiMAX 端末および WiMAX2+端末等の無線端末代金 | 1,000円 | |

※平成27年2月10日までのお申込みで、WiMAX2+サービスの適用を受けている契約者回線は、利用開始月から25ヶ月が経過するまでの間、ハイスピードモードにおける

WiMAX2+通信に係る情報量を、第35条第2項第3号に定める総情報量の集計から除外します。

※WiMAX2+サービスギガ放題プランの適用を受けている契約者回線は、第35条第2項第3号に定める総情報量の集計から除外します。

尚、WiMAX2+基地局設備の混雑状況によりWiMAX2+通信の伝送速度を制限する場合があります。

※第14条の規定により、シングルサービスが廃止されたときは、シングルサービス契約解除料の支払いを要しません。

別記

1 無線機器が適合すべき技術基準等

| | |
|-------|------------------------|
| 区 分 | 技術基準等 |
| 技術基準 | 端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号） |
| 技術的条件 | — |

2 新聞社等の基準

| 区 分 | 基 準 |
|------------|---|
| (1) 新聞社 | 次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 ア 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、または論議することを目的として、あまねく発売されること イ 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること |
| (2) 放送事業者等 | 放送法（昭和25年法律第132号）第2条に定める放送事業者および有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第2条に定める有線テレビジョン放送施設者であって自主放送を行う者 |
| (3) 通信社 | 新聞社または放送事業者等にニュース（(1)欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、または放送事業者等が放送をするためのニュースまたは情報（広告を除きます）をいいます）を供給することを主な目的とする通信社 |

別紙 端末返還特約

@George mobile WiMAX の申込みと同時に当社へ端末機器の購入に係る契約（端末機器を無償で提供する契約を含みます。以下「端末返還特約」といいます。）の申込を行う者（以下「本サービス会員」といいます。）は、あらかじめ下記の条項に同意していただきます。なお、端末返還特約に関して、本特約に定めのない事項については、当社がウェブページ等で別途提示する条件が適用されるものとします。

第1条（端末売買契約の解除）

当社は、お客様が初期契約解除制度（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第26条の3に規定されている契約の解除に関する制度をいいます。）に基づき本サービス契約を解除した場合は、当該契約に付随して締結した端末売買契約を同時に解除するものとします。

第2条（対象機器の返還等）

1. 本サービス会員は、前条の規定により端末売買契約が解除された場合は、当該端末売買契約に基づき当社が引き渡した端末機器（ケーブル、個装箱、取扱説明書及びその他全ての付属品等を含みます。以下「対象機器」といいます。）を原状に復した上で、当社が指定する期日（以下「返還期日」といいます。）までに、当社が指定する場所へ返還していただきます。この場合、その返還に要する費用は、本サービス会員が負担するものとします。
2. 当社は、前項の返還に際して、本サービス会員が対象機器以外の私物等を同梱した場合であって、当該私物等が当社に到着して90日間が経過したときは、本サービス会員が当該私物等の所有権を放棄したものとみなし、当該私物等を任意に処分できるものとします。
3. 当社は対象機器について本サービス会員から支払われた代金がある場合は、本サービス会員が指定する金融機関口座への振込みにより返金します。この場合、その振込みに要する費用は、当社が負担するものとします。

第3条（機器損害金の支払義務）

1. 当社は、返還期日を経過してもなお対象機器が返還されない場合または返還された対象機器に破損、汚損若しくは水濡れその他の不具合が確認された場合は、本サービス会員に対し、下表に定める機器損害金を請求することができるものとします。この場合、本サービス会員は、当社が指定する期日（以下「支払期日」といいます。）までに、当社指定の金融機関口座へ当該請求額を支払っていただきます。この場合、その振込みに要する費用は、お客様が負担するものとします。

| | |
|-----------|---------|
| 機器損害金（税抜） | 20,000円 |
|-----------|---------|

2. 前項の規定により本サービス会員が機器損害金を支払った場合は、当該対象機器の所有権はお客様に移転します。

第4条（延滞利息）

本サービス会員は、機器損害金について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに当社へ支払っていただきます。

第5条（合意管轄裁判所）

本特約に関する訴訟については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属

的合意管轄裁判所とします。